

福島県教育委員会平成28年10月定例会会議抄録

<p>1 開催日時</p> <p>2 開催場所</p> <p>3 出席委員</p> <p>4 議事内容及び経過</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 新任委員から就任挨拶</p> <p>(3) 会議録署名委員の指名</p> <p>(4) 会期の決定</p> <p>(5) 記録係の指名</p> <p>(6) 政策監提出理由説明</p>	<p>平成28年10月21日（金） 午後1時30分より</p> <p>教育委員室（県庁西庁舎9階）</p> <p>1番 蜂須賀委員、2番 岩本委員、3番 高橋委員、4番 小野委員、5番 浅川委員</p> <p>午後1時30分、教育長から10月定例会の開会が告げられた。</p> <p>本年10月19日付けで、新たに教育委員に任命された岩本委員から、就任の挨拶が行われた。</p> <p>教育長から、浅川委員と蜂須賀委員が会議録署名委員として指名された。</p> <p>教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>教育長から、高野主査が記録係に指名された。</p> <p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号は、技能労務職員の等級別基準職務表を新たに定めるとともに、所要の改正を行うもの。</p> <p>議案第2号は、平成29年度福島県立高等学校、特別支援学校高等部及び中学校の生徒募集定員を決定するもの。</p> <p>議案第3号は、平成29年度に県立高等学校において使用する教科用図書を採択するもの。</p>
---	--

<p>(7) 会 議 の 非 公 開</p>	<p>議案第4号は、平成29年度に県立特別支援学校高等部において使用する教科用図書を選択するもの。</p> <p>議案第5号は、平成28年度教育・文化関係表彰の被表彰者のうち公立学校永年勤続者について変更を行うもの。</p> <p>議案第6号は、平成29年度の人事異動方針及び各人事異動実施要項を定めるもの。</p> <p>議案第7号は、平成29年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の合格者を決定するもの。</p> <p>議案第8号は、福島県市町村公立学校の校長に係る平成28年11月1日付け人事異動を決定するもの。</p> <p>議案第9号から同第11号までは、地方公務員法の規定により、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>報告第1号は、ふたば未来学園本設校舎建設に係る実施設計計画の概要について、報告するもの。</p> <p>報告第2号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>ここで教育長から、本日の審議事項のうち、議案第1号から同第4号まで及び報告第1号を除く議案等について、非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく非公開と決定された。</p>
------------------------	---

<p>(8) 議 案 審 議 議 案 第 1 号 議 案 第 2 号</p>	<p>技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（議案第1号）について、職員課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>平成29年度福島県立学校生徒募集定員（議案第2号）について、高校教育課長及び特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>浅川委員：今回、白河高校について、倍率もそんなに低くないのに、なぜ1学級減ることになるのか。</p> <p>毎年、卒業生の数を比較しているとのことだが、その具体的な理由を尋ねたい。</p> <p>高校教育課長：卒業生の数が県南地域においては、白河市で32名の減、西白河郡で29名の減、東白川郡で10名の増となっており、これらの状況を前提として、白河高校、白河旭高校及び白河実業高校の各学科等のバランスなども考慮して、今回、白河高校については1学級減らしたいと考えている。</p> <p>参考までに、白河高校については全部で7クラスになるわけだが、学級減は平成17年度以来となり、そのような時間的な経過も考慮したものである。</p> <p>小野委員：一昔前だと、各高校でも英語教育の強化が叫ばれていたかと思うが、今回、湯本高校の英語科について1学級減るといのはなぜか。</p> <p>私が教育委員になりたての頃は、時代の流れの影響もあったとは思いますが、全世界に通用するようなグローバルな人間になりたいという生徒が多く、英語科の人気の非常に高かったように記憶しているのだが、急に英語科の募集定員が少なくなるというのは、何か特別な理由でもあるのか。</p>
---	---

高校教育課長：英語力の向上が全国的にも叫ばれているのは、今も同じであるが、ただ、現在では、普通科全体の中でも、英語力の向上が図られている状況である。

英語に関する資格の取得や、コミュニケーション能力、会話力の向上が、普通科の方でもかなり充実してきているため、わざわざ英語教育に特化している英語科の方に進まなくても良くなってきているという事情があるものと考えている。

教 育 長：高校教育課長に補足で確認させてもらうが、今の1ページ目で、今回、募集停止等になる学校の名称が出ているわけだが、クラスの減少にいたる検討経過の中で、どのような要素を考慮したのかを尋ねたい。

先ほど「時間経過」のような話もあったが、クラス減や募集停止等にいたるまでの主な検討要素について、改めて説明してほしい。

高校教育課長：福島県においては、その県土が広いという事情もあるため、各地区ごとの状況をまず考えていくことになる。

各地区ごとの中学校卒業者の状況を考慮したり、普通科と職業科と総合科の割合が、おおむね「6対3対1」になるように調整したりしている。

ただし、職業科のニーズが高いところでは、職業科の割合を高めたりすることもしている。

その地域の特性を考慮して判断していくということと、併せて、9月1日現在の中学生の志願者の数や、ここ数年来の空き定員の状況、さらに、連続して募集定員を減らすと、その高校のダメージが大きくなることから、前回の学級減とその次の学級減の間隔等も考慮して判断していくこととなる。

議案第 3 号

平成29年度使用県立高等学校の教科用図書の採択（議案第3号）について、高校教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

高橋委員：今まで特別不思議とは思っていなかったが、今回、この資料を見て思ったのが、各学校で教科書選定委員会を作った上で、適正かつ公正な選定を行うということだとすれば、この高校の教科書の選定については法令上、具体的な定めはないということなので、各学校にすべてをまかせてしまっても良いはずだと思うのだが、次の2ページ目を見ると「各学校の実態に即して、公立の高等学校については、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行っています」と書かれており、実際には誰が教科書を決めているのかが不明である。

「各学校の実態に即して～」という部分も、良く分からない。

「各学校の実態に即して」決めるということであれば、これを一番良く理解しているのはその学校自身だと思うので、その学校が自分で決めれば良いはずなのに、なぜ、最終的には県教育委員会の方に決定をゆだねるような形になっているのか。

高校教育課長：まず、各学校のカリキュラムに基づき、教科科目が設定されている。

そして、その教科科目の授業を実施するにあたり、生徒たちにより理解を深めさせるような教科書を、各学校の判断で、文部科学省が提示している候補の教科書群の中から選ぶことになる。

ただし、それはあくまでも学校側の案であり、その一つ一つについて報告を受けた県教育委員会が、間違いなく文部科学省が定めた教科書群の中から選ばれているのかなどをチェックして、最終的には採択の決定を行うこととなる。

高橋委員：そうすると、県教育委員会としては、どのような角度からその点を検討することになるのか。

高校教育課長：一つずつ個別具体的な教科書について、本当にその教科書で正しいのかという点について、まず高校教育課が確認し、最終的には福島県教育委員会としてこの点を担保していくことになる。

高橋委員：県教育委員会としては、基本的には各カリキュラムを作成した各現場で判断したことを尊重し、文部科学省が定めた教科書群の中から選ばれていれば、あまり余計なことは言わずに、最終的にもその教科書に決まるという理解で良いか。

なぜ、そのような分かりづらい構造になっているのか。

高校教育課長：個々の教科書について、本当にその教科書で正しいのかという点について、まず高校教育課の方で確認するが、最終的には福島県教育委員会として担保していくということである。

高橋委員：わざわざ、所管の教育委員会が採択するという制度設計になっているようだが、その理由がやはり理解できない。

高校教育課長：教科書の採択について、最終的には各学校ではなく、所管の教育委員会が責任を持つということである。

議案第 4 号

平成29年度使用県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択（議案第4号）につき、特別支援教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

(9) 報 告 事 項
報 告 第 1 号

ふたば未来学園の本設校舎建設に係る実施設計計画の概要（報告第1号）について、施設財産室長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。

岩本委員：高校の方が木造とRCの混合のようだが、耐久年数等を考えると、どちらか一方に統一した方が良いのではないのか。

また、一般の方も学校の中に入ってこられるとのことだが、防犯的な部分はどのようなになっているのか。

施設財産室長：まず、木造とRC、そして体育館はSと表記されているが、これらを混在させることにした理由については、当然、木造とRC、又は、木造とSの間には、エキスパンションという接合部分を設けることになり、多少の工夫が必要になる。

もともとこの木造部分については、その規模が大きいことから「準耐火構造」となっており、同じ構造のRCにした場合とでは、さほど耐久年数などの上でも差異はないものと考えている。

まず一つは、木の暖かさというものを取り入れたかったという点があり、あえて木造にさせていただいたところである。

先ほども説明したが「町並みとの連続性」という点を考慮しても、学校の周囲は閑静な住宅地であることから、そこであえて木造を取り入れさせていただいたところである。

もう一つの点である、防犯、セキュリティの確保に関してだが、今、地域の方々にもこの学校施設を一般的に開放することを考えているが、必ずしもすべてのスペースを開放するわけではない。

今のところ、多目的スペースのところだけを開放する予定だが、土日はセキュリティゾーンについては進入禁止にして、外部からの接続を完全に遮断する予定である。

もともと、土日についても、子どもたちが部活動などで中にいるため、先生たちも登校しているものと思われるが。

問題となる平日については、校内の各所に防犯カメラを設置し、しっかりとモニタリングをすることでセキュリティを万全にしたいと考えている。

浅川委員：近所の方々が、校内のカフェ等に来る際には、階段や坂などが多くて、不便ではないのか。

施設財産室長：入り口には階段とバリアフリーの両方があり、また、エレベーターが内側の建物にも外側の建物にもあるので、これらにより対処したい。

万が一、足の不自由な方やお年寄りの方が来校したときの対応の仕方についてもこの実施設計計画の方に反映させていきたいと考えている。

蜂須賀委員：今の説明では、地域住民との交流を非常に重視しているように感じたが、実際に開放するのは、広い校舎のうち、ごく一部分のみとなるのか。

今までの説明を聞くと、外部からの来訪者についても、中庭を通して校舎全体を回遊できるように聞こえたのだが、実際にはそうではないのか。

もし校内全体を回遊できるとすると、完成は31年度とのことだが、県外からも大勢の労働者が除染や建物の工事などで来訪しているという今の檜葉の現状を考えると、きちんと子どもたちを守ることができるのかが、非常に不安になる。

施設財産室長：そのとおりであり、当該町には外部から来訪し復興工事にたずさわっている方も数多くいるため、また、現時点でもふたば未来学園は、リースの校舎ではあるが、すでに開校されており寄宿舎などもあるが、地域の方々、特に警察ともしっかりと連携して防犯を徹底していきたい。

また、この学校の開放部分については、高校であるため、中学校よりは開放的なイメージとなっているが、まず第一は、教職員等の目できちんと監視していきたいと考えている。

また、先ほど説明したとおり、防犯カメラを各所に設置するとともに、併せて、土日も含めて警備員などの人を地域交流スペースなどに常駐させる案についても、現在検討中である。

蜂須賀委員：すばらしい学校ができることを期待しているし、それとともに過大な宣伝はせずに、きちんと現実を見つめ、これを県の内外にも正確に発信してもらいたい。

また、くれぐれも防犯の方だけは、しっかりとしてほしい。

高橋委員：多目的ホールの下に音楽室があるが、音楽室で大きな音で演奏をしていて、その上で別なもっと静かな催し物が行われた場合に、おそらくその辺の設計はきちんとしているものとは思われるが、その際の防音対策をきちんとしてほしい。

なぜかと言うと、かつて某学校において、音楽室と視聴覚室が隣り合わせでパーティションで仕切られていたところ、結局、防音措置が十分ではなかったために、最終的には視聴覚室のすべてについても、音楽室として占領されてしまったということがあったためである、私の母校であるが。

想定していた使い方と、実際の使い方が異なる場合もあるので、せっかく作るのであれば、そのようなコンセプトが活かせるような利用計画にしてほしい。

それともう一点、野球場についてだが、今、説明があった野球場は、すでにある野球場と同じものか。

施設財産室長：そうではない。

今すでにある野球場は、町のものであり、先ほど説明した野球場は、今後新たに作る学校専用の野球場となるものである。

両翼94メートルで、ホームからセンターの最奥までが120メートルのものを計画している。

ただし、野球場といってもスタンドがあるわけではなく、ただ単に野球部が野球の授業を受けるためだけのものである。

この学校にはトップアスリートを育てる授業もあるが、町の野球場ではこの授業のために独占できないことから、校舎のわきに専用のグラウンドを新たに作る予定である。

蜂須賀委員：専用のグラウンドを新たに作るのか。

施設財産室長：そのとおりである。

蜂須賀委員：建物配置計画図で、校舎の下の方にあるグラウンドを使うのではないのか。

施設財産室長：それは、町のグラウンドとなる。

町の施設を学校で独占的に使うことはできないため、野球場とトラック競技場を学園内に新たに作る予定である。

「野球場」と言うから誤解されるのかもしれないが、野球用のスペースについて、新たに作りたいと考えている。

先ほどの説明でお話しできなかったが、当該高校の前身である、富岡高校、双葉高校、浪江高校、浪江高校津島分校、双葉翔陽高校については、残念ながら来年の4月から休校となるが、これらの高校の役割もになっているため、これらの高校のDNAを引き継ぐような学校にしたい。

県立高校として三度も甲子園に出場した双葉高校の活躍を、是非、ふたば未来の方でも受け継いでもらいたいと考えている。

なお、先ほど高橋委員の方から話があった「防音と振動等の問題」についても、今後、しっかりと検証して設計の方にも反映させていきたい。

蜂須賀委員：あの場所に、そんなに立派なものができるのかなと、今、少し思ってしまった。

高橋委員：今、あの山になっている場所にできるのか、と思ってしまう。

教育長：蜂須賀委員が今言ったように、すばらしい学校にしていかなければならないため、今回はハード面の説明であったが、ソフトの面、人手の面についても、人間が抱える問題も含めて、しっかりと作っていきたいと思う。

これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。

(10) 前回会議録の承認

教育長が、平成28年9月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なく、一部修正の上でこれを承認することに決定された。

<p>(11) 議 案 審 議 議 案 第 5 号</p>	<p>平成28年度教育・文化関係表彰（議案第5号）について、職員課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 6 号</p>	<p>平成29年度人事異動方針及び各人事異動実施要項（議案第6号）について、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長よりそれぞれ説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 7 号</p>	<p>平成29年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験（議案第7号）について、義務教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 8 号</p>	<p>福島県市町村公立学校長の人事（議案第8号）について、義務教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 9 号</p>	<p>教職員に対する懲戒処分（議案第9号）について、高校教育課長より当該事案の内容につき説明があり、職員課長より体罰事案に係る懲戒処分案につき説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>ここで教育長から、暫時休議とする旨の発言があり、休議に入る。</p> <p>午後4時13分、教育長より審議を再開する旨が告げられた。</p>
<p>議 案 第 10 号</p>	<p>教職員に対する懲戒処分（議案第10号）について、義務教育課長より当該事案の内容につき説明があり、職員課長より交通加害事案に係る懲戒処分案につき説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>

<p>議案第 11号</p> <p>(12) 報告事項 報告第 2号</p> <p>(13) 次回の日程</p> <p>(14) 閉会</p>	<p>教職員に対する懲戒処分（議案第11号）について、高校教育課長より当該事案の内容について説明があり、職員課長より交通速度超過事案に係る懲戒処分案について説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教職員に対する訓告処分等の内容（報告第2号）につき、職員課長より説明があった後、全員に異議なく了承された。</p> <p>次回定例会について教育総務課長から、平成28年11月25日（金）午後1時30分より開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>午後4時31分、教育長から閉会が告げられた。</p>
<p>上記の記録が正確であることを認め、ここに署名する。</p> <p>平成28年11月25日</p>	